

## 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例（令和6年豊島区条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(兼業の報告)

第2条 条例第6条に規定する報告書の様式は、兼業報告書（別記第1号様式）によるものとする。

(請負の報告)

第3条 条例第8条第1項に規定する報告書の様式は、請負状況等報告書（別記第2号様式）によるものとする。

2 条例第8条第2項に規定する訂正届の様式は、請負状況等訂正届（別記第3号様式）によるものとする。

(調査請求書)

第4条 請求代表者は、条例第10条第1項の規定により請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿（別記第4号様式）に次項に定める調査請求書の原本又は写しを付して求めるものとする。

2 条例第10条第2項に規定する調査請求書の様式は、調査請求書（別記第5号様式）によるものとする。

3 第1項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、心身の故障その他の事由により本人が署名することができないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者（区の区域内に住所を有する満18歳以上の者に限る。）が代筆することができる。

4 前項の規定により代筆するときは、法第74条第9項の規定の例により、署名簿に代筆者としての署名をしなければならない。

5 請求代表者は、法第74条第7項に定める期間は、調査請求し、又は署名を求めることができない。

(調査請求の却下に係る要件)

第5条 条例第10条第4項に規定する議長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遵守義務違反行為に係るものでないとき。

(2) 調査請求の際、現に議員でない者に係るものであるとき。

(3) 調査請求の際、現に条例第11条の規定により委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項に係るものであるとき。

(審査結果の概要の公表等)

第6条 条例第14条の規定による審査結果の概要の公表は、としま区議会だより及び豊島区議会ホームページへの掲載により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年5月28日から施行する。

年 月 日

兼業報告書

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員

私が法人役員等に就任したので（ 年 月 日付けで報告した内容に変更が生じたので）、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

氏名	法人等の名称	所在地	職名	就任年月日	辞任年月日	備考

年 月 日

請負状況等報告書

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員

私が自ら営んでいる事業、又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対象とする 役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合は契約金額及びその旨）	昨年度（会計年度） に支払を受けた額 （円）
支払を受けた総額		円	

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

年 月 日

請負状況等訂正届

豊島区議会議長 様

豊島区議会議員

私が自ら営んでいる事業、又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、訂正があったため、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 訂正箇所

2 訂正の理由

別記第4号様式（第4条関係）

署名簿

豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第10条第1項の規定による別添調査請求の趣旨に賛同し、署名します。

番号	署名年月日	氏名	生年月日	住所	代筆者の住所・氏名・生年月日	備考

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付してください。
- 2 署名する方は、自署願います。心身の故障その他の事由により本人が署名ができない場合、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例施行規程第4条第3項の規定により、区の区域内に住所を有する満18歳以上の方が代筆することができます。

年 月 日

調査請求書

豊島区議会議長 様

（請求代表者）

住 所

氏 名

私は、豊島区議会議員の政治倫理に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり調査を請求します。

記

調査請求の対象となる議員の氏名	
遵守義務違反行為の内容	
違反の根拠となる法令又は条例名及び条項	
遵守義務違反行為に係る資料	

- (注) 1 この調査請求書には、署名簿を添付してください。  
2 遵守義務違反行為に係る資料がないときは、事実関係を具体的に記載した書面を添付してください。